



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 指定管理者の指定（港湾課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可・7件（都市計画・モノレール課）…………… 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出・2件（商工振興課）…………… 4
- 争議行為を行う旨の通知（労政能力開発課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 6

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 7

## 告 示

### 沖縄県告示第149号

平成16年沖縄県告示第282号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

表比謝川(1)の項中「トニー橋」を「与那原川合流点」に改め、表比謝川(2)の項を削る。

### 沖縄県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
けん鍼灸院（比嘉賢太郎）	名護市字宮里447番地20丸平第2アパート101号	平成24年11月16日
いしき整骨院（伊敷和也）	豊見城市字名嘉地333番地運天アパート101-2号	平成24年12月1日
うるおす～潤～整骨院（大城宜顕）	糸満市字潮平604番地1マンション百屋1F	平成24年12月1日

せせらぎ鍼灸整骨院（吉田博一）	那覇市松尾2丁目22番28号雅梨香ビル101号	平成24年12月11日
-----------------	-------------------------	-------------

沖縄県告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年 3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
せせらぎ鍼灸整骨院（饒平名世李可）	那覇市松尾2丁目22番28号雅梨香ビル101号	平成24年12月1日

沖縄県告示第152号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成24年沖縄県条例第66号）附則第2項の規定によりその例によることとされている同条例による改正後の沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第19条の規定により、西原・与那原マリンパークの指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年 3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 株式会社クリード沖縄 浦添市内間五丁目10番15号
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第796号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 那3号天久緑地
- 3 事業施行期間 平成4年10月2日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成6年沖縄県告示第173号で認可した南城都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 南城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 南城都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・1号大里城趾公園

- 3 事業施行期間 平成6年2月15日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

**沖縄県告示第155号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第432号で認可した宮古都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・4・平1号バイナガマ公園
- 3 事業施行期間 平成8年4月16日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

**沖縄県告示第156号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成17年沖縄県告示第620号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・那9号松山公園
- 3 事業施行期間 平成17年9月20日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

**沖縄県告示第157号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第483号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・那17号久場川公園
- 3 事業施行期間 平成18年7月11日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成18年沖縄県告示第483号の事業地のうち那覇市首里石嶺町2丁目地内において事業

地を変更する。

(2) 使用の部分 平成18年沖縄県告示第483号の事業地に那覇市首里石嶺町2丁目を加える。

5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

---

#### 沖縄県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第494号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・浦4号経塚公園
- 3 事業施行期間 平成18年7月14日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

#### 沖縄県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年沖縄県告示第475号で認可した宮古都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・平1号カママ嶺公園
- 3 事業施行期間 平成21年9月11日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

## 公 告

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年3月12日から同年7月12日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成25年 3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成25年 2月22日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドン・キホーテうるま店 うるま市塩屋浜原502番1ほか2筆

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 成沢潤治
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 成沢潤治
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年10月22日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,045平方メートル
  - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 233台  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 64台  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 161平方メートル  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 34立方メートル  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
  - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
  - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所 出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
  - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年3月12日から同年7月12日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 届出年月日 平成25年2月22日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン浦添本店 浦添市字城間2670番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2689番地 代表取締役 宮城順一
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2689番地 代表取締役 宮城順一
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年10月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 12,188平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 832台  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供

する。)

- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 62台  
 (「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 685平方メートル  
 (「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 77立方メートル  
 (「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時30分、閉店時刻 午後8時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後8時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所 出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後6時まで

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成25年2月27日次のとおり通知があった。

平成25年3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 事件

- (1) 生活を守る大幅な賃金の引き上げと雇用の確保。大幅な一時金の獲得。「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。非正規労働の拡大反対、均等待遇の実現。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
- (2) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員。夜勤改善の制度化。
- (3) 夜勤交代制労働者の勤務時間は「1日8時間以内、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」。長時間・2交代制勤務反対。二年課程通信制の改善、受講保障及び支援措置の確立。
- 2 期間 平成25年3月14日午前8時30分から争議解決の日まで
- 3 場所 沖縄協同病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじクリニック、浦添虹薬局、美里虹薬局、こくら虹薬局、老人保健施設かりゆしの里、とよみ生協病院及びやんばる協同クリニック
- 4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年3月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月3日 沖縄県指令土第58号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平818番1及び818番4
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平818番地1 知念秀起、八重瀬町字東風平818番地1 知念秀美
- 5 検査済証番号 平成25年 3月 1日 第3074号
- 6 工事完了年月日 平成25年 2月18日

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3月12日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 3 県立南部医療センター・こども医療センター 1,575円 」 を

「 3 県立南部医療センター・こども医療センター 3,150円 」 に、

県立南部医療センター・こども医療センター駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額	を
県立南部医療センター・こども医療センター駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額	に
県立宮古病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額	に

改める。

## 附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「3 県立南部医療センター・こども医療センター 1,575円」を「3 県立南部医療センター・こども医療センター 3,150円」に改める部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---